

学校関係者の皆様へ

学生に、労働法制の知識を！！

兵庫労働局から講師を派遣します【無料】

- * 兵庫労働局では、これから社会へ出て働くことになる若者を対象として、労働法制の基礎知識を周知し、労働関係のトラブルから身を守るため、講義・セミナー等への講師に職員を派遣しています。
- * 働くときに知っておきたいポイントなどを簡単な資料を用いて、経験豊富な職員がわかりやすく解説します。ぜひ、この機会にご活用ください。

【セミナー・講義例】

- 労働法ってなんだろう？
- アルバイトでも残業手当があるの？
- 労働時間、賃金額が最初の話と違うんだけど？
- これってセクハラ？

【労働法制講義実施状況】

平成29年度実績 実施回数23回(17校)、出席者 1,614人
平成30年度実績 実施回数18回(16校)、出席者 1,222人
令和元年度実績 実施回数18回(16校)、出席者 1,285人
令和2年度実績 実施回数15回(13校)、出席者 944人(オンデマンド受講者数含まず)

講義内容や講義時間等は、
できるだけ
ご要望にお応えできま
よう対応いたします。



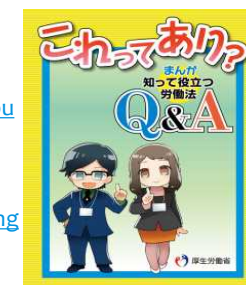
「アルバイトの労働条件をたしかめよう」キャラクター「たしかめたん」
本山清数さん(兵庫県)の作品

「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mang_aroundouhou/



【お申込み・お問い合わせ】

兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課

TEL:078-367-0700 FAX:078-367-9050